主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、違憲をいうが、実質は、事実誤認、単なる法令違反の主張であって、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

この決定は、裁判官団藤重光の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見によるものである。

裁判官団藤重光の反対意見は、次のとおりである。

本件においては、原決定の告知があつた昭和五六年五月二八日には本件執行猶予期間は満了していなかつたのであるが、本件特別抗告の係属中、同年六月一日の経過とともに右猶予期間が満了したのであるから、私見によれば、この時点において本件刑の言渡は失効したものとみるべきことになる(最高裁昭和五四年三月二九日第一小法廷決定・刑集三三巻二号一六五頁におけるわたくしの反対意見参照)。したがつて、わたくしは原決定を取り消すべきものと考える。

昭和五六年六月二二日

最高裁判所第一小法廷

光	重	藤	4	裁判長裁判官
里	萬	崎	藤	裁判官
亨		Щ	本	裁判官
朗	治	村	中	裁判官
孝	正	口	谷	裁判官